



## \* 災害保障特約

### + 入院治療費のお支払は安田におまかせ下さい

●この特約に 100万円ご加入になりますと

入院給付金

思わぬ事故で入院のとき—————5万円 ~ 20万円

傷害給付金

思わぬ事故でからだに障害が生じたとき—————20万円~100万円

災害保険金

事故や法定または指定伝染病でご不幸のとき—————100万円

●明日を設計する

**安田生命**

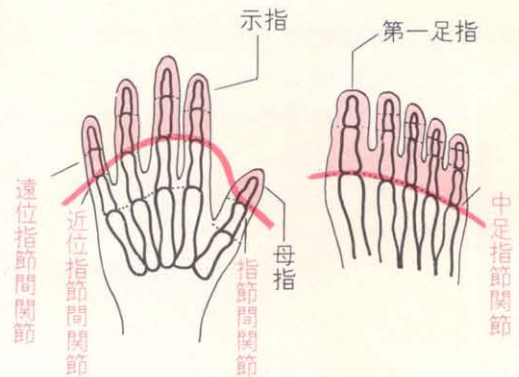
# 給 付 割 合 表

給付金	等級	身体障害または入院日数	災害保険金に対する給付割合
入院給付表	第7級	32. 90日以上入院したとき	2割
	第8級	33. 60日以上90日未満入院したとき	1.5割
	第9級	34. 30日以上60日未満入院したとき	1割
	第10級	35. 10日以上30日未満入院したとき	0.5割
傷害給付割合表	第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 両上肢を手関節以上で失ったもの 4. 両下肢を足関節以上で失ったもの 5. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
	第2級	6. 両上肢の用を全く永久に失ったもの 7. 両下肢の用を全く永久に失ったもの 8. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 9. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	8割 次回以降の掛金免除
	第3級	10. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 11. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 12. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 13. 1手の5手指を失ったかまたは母指及び示指を含んで4手指を失ったもの 14. 10足指を失ったもの 15. 背柱に著しい奇形または運動障害を永久に残すもの	6割 次回以降の掛金免除
	第4級	16. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 17. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 18. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 19. 1手の母指及び示指を失ったかまたは母指もしくは示指を含んで3手指以上失ったもの 20. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは母指及び示指を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 21. 10足指の用を全く永久に失ったもの 22. 1足の5足指を失ったもの	4割
	第5級	23. 1手の母指もしくは示指を失ったか、母指もしくは示指を含んで2手指を失ったかまたは母指及び示指以外の3手指を失ったもの 24. 1手の母指もしくは示指の用を全く永久に失ったか、母指もしくは示指を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは母指及び示指以外の3手指の用を全く永久に失ったもの 25. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 26. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 27. 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を永久に残すもの	3割
	第6級	28. 1手の母指及び示指以外の1手指または2手指を失ったもの 29. 1手の母指及び示指以外の2手指の用を全く永久に失ったもの 30. 1足の第1足指または他の4足指を失ったもの 31. 1足の第1足指を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	2割

●入院給付金と傷害給付金は 合計10割になるまで何度でもお受けとりになれます。

●傷害給付金のお支払いが6割以上になった場合 主契約及び特約の以後の掛金はいただきません。

●ご相談は



●手指または足指を失った場合は図の横線から心臓に近い部分で失った場合をいいます。